

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【公表番号】特表2016-515835(P2016-515835A)

【公表日】平成28年6月2日(2016.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2016-034

【出願番号】特願2016-507701(P2016-507701)

【国際特許分類】

C 1 2 N	5/071	(2010.01)
C 1 2 N	5/074	(2010.01)
C 1 2 N	5/0735	(2010.01)
C 1 2 N	5/0775	(2010.01)
C 1 2 N	5/0789	(2010.01)
A 6 1 K	35/28	(2015.01)
A 6 1 K	35/407	(2015.01)
A 6 1 K	35/42	(2015.01)
A 6 1 K	35/38	(2015.01)
A 6 1 K	35/39	(2015.01)
A 6 1 K	35/26	(2015.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	1/18	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	5/071	Z N A
C 1 2 N	5/074	
C 1 2 N	5/0735	
C 1 2 N	5/0775	
C 1 2 N	5/0789	
A 6 1 K	35/28	
A 6 1 K	35/407	
A 6 1 K	35/42	
A 6 1 K	35/38	
A 6 1 K	35/39	
A 6 1 K	35/26	
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	1/18	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	37/02	

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年9月2日(2019.9.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

移植のための臓器であって、前記臓器は、外来性幹細胞で *ex vivo* で灌流された臓器であり、ここで、前記幹細胞は、テロメラーゼを発現する非胚非生殖細胞であることで特徴付けられる多分化能成体前駆細胞（M A P C）であり、前記幹細胞は、前記臓器への曝露の前に細胞培養液中で少なくとも 10 ~ 40 回の細胞倍加を起こしており、前記幹細胞は、ヒト骨髓由来である、臓器。

【請求項2】

前記幹細胞が、内胚葉性胚葉、外胚葉性胚葉、および中胚葉性胚葉の少なくとも 2 種の細胞型に分化し得る非胚非生殖細胞である、請求項1に記載の臓器。

【請求項3】

前記幹細胞が、内胚葉性胚葉、外胚葉性胚葉、および中胚葉性胚葉の細胞型に分化し得る非胚非生殖細胞である、請求項2に記載の臓器。

【請求項4】

前記幹細胞が、*oct 4* を発現する、請求項1 ~ 3 のいずれかに記載の臓器。

【請求項5】

前記臓器が、ヒトの臓器である、請求項1 ~ 4 のいずれかに記載の臓器。

【請求項6】

レシピエントに移植する臓器における傷害を低減するための組成物であって、前記組成物は外来性幹細胞を含み、前記幹細胞は、テロメラーゼを発現する非胚非生殖細胞であることで特徴付けられる多分化能成体前駆細胞（M A P C）であり、前記幹細胞は、前記臓器への曝露の前に細胞培養液中で少なくとも 10 ~ 40 回の細胞倍加を起こしており、前記組成物は、前記レシピエントに前記臓器が移植される前に、前記臓器に *ex vivo* で灌流されることを特徴とし、前記幹細胞は、ヒト骨髓由来である、組成物。

【請求項7】

前記幹細胞が、非 H L A マッチ同種異系細胞である、請求項1 ~ 5 のいずれかに記載の臓器。

【請求項8】

前記幹細胞が、前記臓器への曝露の前に少なくとも 30 ~ 35 回の細胞倍加を起こしている、請求項1 ~ 5 のいずれかに記載の臓器。

【請求項9】

前記臓器に曝露される幹細胞が灌流用流体に含有されており、前記灌流用流体中の前記幹細胞の濃度が、約 5×10^4 細胞 / m l ~ 約 5×10^5 細胞 / m l である、請求項1 ~ 5 および 7 ~ 8 のいずれかに記載の臓器。

【請求項10】

前記幹細胞が、約 2 ~ 4 時間にわたって前記臓器に曝露される、請求項1 ~ 5 および 7 ~ 9 のいずれかに記載の臓器。

【請求項11】

前記幹細胞が、前記臓器中への灌流用流体中に含有される、請求項1 ~ 5 および 7 ~ 10 のいずれかに記載の臓器。

【請求項12】

前記幹細胞が、前記臓器が移植前に浸される培地中に含有される、請求項1 ~ 5 および 7 ~ 11 のいずれかに記載の臓器。

【請求項13】

前記臓器が、肺、腎臓、心臓、肝臓、脾臓、胸腺、胃腸管、および複合同種移植片からなる群から選択される、請求項1 ~ 5 および 7 ~ 12 のいずれかに記載の臓器。

【請求項 1 4】

前記幹細胞への曝露により、前記臓器の炎症が低減されている、請求項1～5および7～13のいずれかに記載の臓器。

【請求項 1 5】

前記幹細胞への曝露により、前記臓器内の炎症細胞の出現が低減されている、請求項1～5および7～14のいずれかに記載の臓器。

【請求項 1 6】

前記幹細胞への曝露により、前記臓器内の炎症性サイトカインが低減されている、請求項1～5および7～15のいずれかに記載の臓器。

【請求項 1 7】

前記幹細胞への曝露により、虚血性再灌流傷害が低減されている、請求項1～5および7～16のいずれかに記載の臓器。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0094

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0094】

「M A P C」は、「多分化能成体前駆細胞」の頭字語である。これは、胚性幹細胞でも生殖細胞でもないが、これらのいくつかの特性を有する細胞を指す。M A P Cは、そのそれが細胞にこれらが発見されたとき新規性を付与したいいくつかの代替の記述で特徴付けることができる。したがって、これらは、こうした記述の1つまたは複数によって特徴付けることができる。第1に、これらは、形質転換（腫瘍形成性）されることなく、正常核型を伴って培養液中で拡張された複製能を有する。第2に、これらは、分化すると2種または3種すべての胚葉（すなわち、内胚葉、中胚葉、および外胚葉）などの1種を超える胚葉の細胞子孫を生じさせることができる。第3に、これらは、胚性幹細胞または生殖細胞ではないが、これらの原始細胞型のマーカーを発現することができ、その結果M A P Cは、Oct3/4（すなわち、Oct3A）、rex-1、およびrox-1の1種または複数を発現することができる。これらは、sox-2およびSSEA-4の1種または複数も発現し得る。第4に、幹細胞のように、これらは、自己再生する、すなわち、形質転換されることなく拡張された複製能を有し得る。これは、これらの細胞がテロメラーゼを発現する（すなわち、テロメラーゼ活性を有する）ことを意味する。したがって、「M A P C」と命名された細胞型は、その新規の性質のいくつかを介して細胞を記述する代替の基本特性によって特徴付けられ得る。